

山梨県県産木材利用促進条例作成委員会 先進事例調査（栃木県）概要

- 1 実施日 平成30年9月11日（火）
- 2 場 所 栃木県議会
- 3 調査者
委員長 鈴木 幹夫
副委員長 望月 利樹
委 員 中村 正則 浅川 力三 石井 脩徳 桜本 広樹
渡辺 淳也 卯月 政人 飯島 修 安本 美紀

欠席者 なし
- 4 対応者 三森栃木県議、関谷栃木県議、川中子環境森林部参事
- 5 調査事項 「栃木県県産木材利用促進条例」について
- 6 主な質疑応答

問) 基本理念の説明にあるように、経済的価値の向上を図ることや、事業者の役割、事業活動を通じた県産木材の利用、施策への協力など、はっきりした骨が決まっています、条例の筋がよくわかってすばらしいと思う。

また、「木づかい条例」というのが、とてもユーモラスで愛称も親しみやすい。

第20条には、「県は、児童をはじめ広く県民が、県産木材の利用の意義を学ぶ機会を確保するために必要な施策を講ずる」とあり、その一環で、「木づかいフェス」とかを行うと理解しているが、いろいろなところで今の森林状況を教え、担い手を育てなければならない。フェスとかイベントももちろん大事だが、学校、家庭、地域など、直接、子供たちに教育をする必要があると思うが、学校教育の中で児童が学ぶ機会というものはどう考えているのか。

答) 栃木県では、県民から等しく700円をいただいている「元気な森づくり県民税」があり11年目に入るが、それを活用して学習の機会のためにいろいろな施策を用意しており、それを一層強化するというのも、この条例で定めているので、これについては執行部に説明させる。

答) この「木づかい条例」ができて、一斉に「木づかい施策」をスタートしたわけではなく、もともと森林整備と「木づかい」を車の両輪にして施策を実施してきて、この条例の制定を機に一層注力するということだと考えている。

「とちぎの元気な森づくり県民税」を活用し、市町が行う環境学習のプログラムで、特に、人気があるのは、木工講座というものだが、そういった木工工作への支援や、あるいは指導者がいなくてもすぐにつくれるような木製キット、例えば貯金箱であるとか、本棚であるとか。そういったものの配布を事業でやっている。

また、小・中学校の机や椅子を木製にするというものにも支援をしているが、やはり小さいうちから木に触れ合う、さらには栃木の木に触れ合うことを重要なことだと考えて、事業を実施してきた。

問) 条例内で県産木材推進月間を10月に定められているが、この「木の日」というのはもともとあったのか。また、条例で「木の日」ではなく、推進月間を明文化された経緯は、どのようなものがあったか伺う。

答) 「木の日」は、全国で10月8日と定めている。それから、推進月間にしたのは、イベントももちろんだが、ある程度の期間、1カ月間にいろいろできらうと想定をしたので、月間にした。特に、10月は、この条例ができた月でもあるので、例えば県だけが主催するのではなくて、市町でも木を使う「木づかい」をするというようなイベントなどが興ってくるというようなことを期待しながら月間とした。

答) 今年度、たまたま10月8日がお休みなので、その日に「木づかいフェスティバル」をやろうということになったが、やはり一般の方々に木と触れ合う場を創出するということを考えると、土日祝日のほうが多くの方に参加いただけるということがあるため、10月8日に必ずしも実施するとも限らないが、県が主催するイベントだけではなくて、今回も市町がいろいろとイベントを企画しており、そういったものが県内に広がっていくには1日より、やはり一定程度期間があったほうがよいということもあったり、月間ということになると、マスコミが取り上げる機会も多くなるということもあり、「木づかい条例」の趣旨が県民の皆様には広がっていくと考えている。

問) 木質バイオマス施設の整備への支援、そして、農業、畜産業と出ているが、畜産業に対してどんな取り組みがあるのか。

答) 本県は、林業県でもあるが、畜産、酪農の県でもあり、そのふん尿対策が、非

常に問題になっており、本県のバイオマス対策は、木質バイオマスよりも先に、畜産ふん尿をどういうふうにご利用していくかというようなところから始まっている。そういったものを活用した熱利用といった取り組みも進めているので、木質と一緒に混ぜたりとかいろいろな形でバイオマス全体を活用していこうという趣旨で行っている。

問) 次に、先ほど設計者等の育成及び確保という部分で、例えば設計者あるいは目立った建築物に対して何か表彰や、報奨制度というのは、具体的に、例えば設計士、あるいはプランナー、住宅メーカー、それらに対してどのように捉えているか。

答) 今までも木を育てている人、使っている人に対する「森林・林業コンクール」というのをポスターも含めて県でやっており、年2回、知事表彰など表彰式を行っている。その範囲を少し広げて、例えば木をたくさん使った家を建てた人とか、そういう設計をされた方も、これから顕彰の対象にしていくという考え方を、今度の計画に盛り込んでいくというような考えで・・・。

答) もともと木造住宅コンクールというのを実施しており、設計者、メーカー、さらに建て主と三者と一緒に表彰する制度がある。

それから、県土整備部のほうでも、「マロニエ建築賞」という栃木県内の優れた建築物を表彰する制度があり、それも建て主と設計者が表彰されている。近年は木造の建築が表彰される機会がふえている。今回、それとは別に、新たな顕彰制度を設けていこうということで、今、検討しているのは、県民の皆様に、栃木の木がいいなということ、例えば建て主や経済界とかも含めて顕彰したり、あるいは木材関係の事業者とか、一般の方々が木に触れ合うようなものをつくっている方々とか、そういった方々を顕彰する制度を、今、ちょうど検討している真最中で、10月8日の「木づかいフェスティバル」で、その第1回の受賞者を表彰したいなと考えている。

問) ほかに、例えば本県の木材を使った施設等に対して報奨制度、補助金制度といったものの用意があるのか、あるいは公共施設においては何%ぐらい本県の県産材を使えとかという、何か具体的な指針といったものはあるのか。

答) 一般住宅では、木材を10立方メートル以上使った建築には、使われた量に応じて9段階の補助金を出す形になっている。以前は栃木県内の住宅だけに限っていたが、「とちぎ材」を広く使ってもらうためには、県外にも進出していかなければならないということで、2年前から本県の工務店が県外で建てた場合などでも、一

定程度の栃木県の名産品を進呈する制度も新しく考えた。

公共建築物等に関しては、第1期の「とちぎの元気な森づくり県民税事業」のときから、定額で補助をする制度をつくった。第二期、今年度からは、公共建築物以外、民間の建築物の中で、一般の方々に広く「とちぎ材」のよさをPRできるような施設には、定額で支援をするという制度を新たにつくらせて、幅を広げるような形で取り組んでいる。

問) 概要で赤線が引いてある栃木県独自のものは、我々にとって参考にできる部分も多いが、その中で、例えば林業以外の事業者でも、全ての事業者に対して県産木材の利用推進の協力という話があったが、PRできるような施設に対しては、民間でも補助をしていく制定、1年でどんな反響や効果があったのか、教えてほしい。

答) 木を使うことに対して、県民の意識を高めようと制定したが、新年度の予算を見て、かなり効果があったかなとは思っている。「木づかい条例」を今後期待しながら、強化月間も含めて推進していく。お答えになっていないが。

問) 条例の概要の中の下線の部分で、木質バイオマスの利用に対する促進とあるが、バイオマス発電所に使う木材に対しても、これは含まれるのか。

答) バイオマスという言葉は広いが、例えば「木の駅」も最初は1カ所だったが、ふえてきた。そういった意味で、バイオマスというとお金は何億とかかかる発電所のイメージだが、一般の方が参加できる事業で木を再利用する、そういうこともバイオマスという認識を持って取り組んでいる。

答) 「木づかい」の施策と森林整備の施策というのは、車の両輪とっており、本県、山梨県も同じだが、課題は戦後に植えた木が一斉に伐期を迎えて、それがなかなか切られない。年老いた森林が残ると公益的機能から好ましくない。それを循環させるには、皆伐を進めなくてはいけない。第二期の「とちぎの元気な森づくり県民税」では、皆伐を支援しようというのが主眼となっている。

でも、皆伐を進めるには、柱として売れる木以外の部分も出していないと皆伐が進まない。そのためには、バイオマス利用が必要だということで、そこをうまく車の両輪としてやっていこうと考えている。

皆伐にいろいろな支援をして、売れない木が出てきたら、民民でやりとりをしてもらい、発電所にも使ってもらおうと、そのような感じで施策を進めている。

問) 山梨県の大月市に、140万キロワットぐらいの大きなバイオマス発電所が完

成したが、当初は、地元の間伐材をチップ化して、地元の林業の活性化に繋げると
いうことだったが、始まってみると地元材はほとんど使わずに、千葉県とかはるか
遠くのからチップ材を仕入れてくるようになった。正直、地元には好ましくない状
況になっているので、参考に聞かせていただいた。

問) 初めに資料の5、10ページに検討日程があり、関係団体とも丁寧な意見交換
会をされている。関係団体との意見交換の中で、いろいろな条例制定について要望
もあったと思うが、主にどんな要望とか意見があったのか伺う。

答) 材木を出す側とするとたくさん使っていただきたいが、そういう設計をしてい
かなければだめだという要望が出されたので、設計したとおりに育成するというこ
とで、条文に入れた。

一方、使う側は、いろいろなものの必要が出てくるが、そういうものがないと、
県外から買うしかないという問題もあり、安定供給ということを書き込んだ。

栃木県は、昔からすごく立派な柱、床柱になるようなものをつくりたがっていた
製材業が多く、それが売れた時代もあったが、今は小さい小間物とかも、建築の中
では必要になっているので、そういう需要に応えるべく、安定供給ということを意
識した。

答) 公共施設等は、行政側としても率先してどんどん木造化を進めてもらいたい
という要望は当然あった。

担い手の問題や、川上から川下までの意識の違いを感じながら、そのつなぎ役と
して、条例制定に向けての責任というか、そんなところも垣間見る機会にはなった。

答) もう一つ、協議会をつくるという条文があるが、出す側と使う側の連絡とい
うのは、ほとんどないのだなというのを感じた。

切る人は一方的に切り、製材する人は使う側のことをあまり考えずに出している
のではないかと、意思疎通がないのではないかと、というようなことを我々議員も強く
感じて、しっかりとした組織をつくらないと、これは前に進まないだろうとい
うことで条例に書き込んだ。

問) 市長会、町村会への情報提供のところ、何か市町村から意見とかはあったの
か。

答) 市長会、町村会からは、ありがたい条例だという感想をもらっており、市と県
との連携の機運は高まったと思う。

それと、我々が市長会、町村会にお願いしたのは、県が条例をつくって終わりではないので、首長さんも自分の市や町のことを考えて、同じような条例をつくってくれるようお願いした。県だけが最前線にいるわけではなくて、市町のほうがもっと山には近いわけなので、条例を見習ってつくってくださいと。

県がつくっても市町が本気にならないと、これはだめなんだというのが、今回の森林管理法もまさにそういうことで、あれはもう結果が出ているわけで。

ですから、そういうことも含めたら、やはり市町村が本気にならないと利用促進というのは進まないという実感は持っている。

問) 第14条の中に、「ブランド化」という話があり、栃木県産材の魅力、アピールポイントがあったら教えてほしい。

答) 一つは、認証制度を設けている。その認証制度をより広く知ってもらうということが大事だという意味合いがある。

今、我々がアピールしているのは、国立競技場の選手村に栃木ブランド材を使ってもらうという運動をやっている。そんな取り組みをしながら栃木県の木材を、住宅に使ってもらえるのだったら、茨城県だって、埼玉県だって、どこでも補助を出す制度に変えてきたのはそういうわけで、ブランド化というのは、利用促進に大事なキーポイントだと私どもは思っている。

問) 第20条に学習機会ということがあって、大事な観点だと思っている。

山梨県にも学校林というのが、戦後、木を売ってそのお金とか、木そのもので机とか椅子をつくっていた。現在も、学校林をそれぞれの学校が持っていて、そこに親子で木を植える、また森林の生態系といったことも学習するというので、山梨県もあまり大きなものではないですが、学校林の活用の指針を出しているが、そういう学校林の活用の観点は議論されたか。

答) 学校林を持っている学校は、結構私どもの県にも多いと思うが、市町ごとに考えていただくことと考えており、議論の中で出なかった。

問) 私が非常に興味を持っているのは第16条。この条文でいくと、県産木材を使用した建築物を建築する関係者の会云々ということで、設計者を育成したり、または確保するのに必要な施策を構ずるとあるが、非常にいいところに狙いを定めたなど感じを持ったが、そのあたりについてお尋ねしたい。

答) かつては、栃木県も県が主催して木材を利用する建築物のための研修会等を開

いたが、随分前、4年前にやめている。それにかわって、民間の人たちがやっているが、やはり県がきちんと責任を持ってやりなさいという意味を込めて条例に書いた。宇都宮大学の工業系の先生を県が招聘し、建築関係、それから、施工関係の人たちの研修会等を今後、盛んに開くようにしてほしいという意味を込めている。

答) 今、建築系の大学でも、木材を使った設計というような講義の時間がほとんどない。

例えば建て主が、一般の木造住宅は別ですけれども、中・大規模の建築物をつくりたいと考えても、なかなか設計を請け負ってくれる設計事務所がない現状と聞いている。そういったところもあり、事務所を構えている方々、あるいは個人の建築士等に、ダイレクトに学んでいただいたほうが近道ということで取り組みを始めた。

本県の木材の特徴としては、スギが強度的に、他県よりすぐれているという特性があるので、流通材を組み合わせる中・大規模の建築物ができないかということ、県の中でも研究しており、事例も冊子にまとめて、設計者用ということで配布しているところで、これから住宅は、人口減少になってくるので、非住宅の分野にどれだけ木材を広げていくかということだと思う。

以上